

津商工会議所「令和6年度提案・要望書」回答

当会議所では、令和6年度の各部会等で意見を集約し、令和7年1月27日に開催しました「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、津市へ「令和6年度提案・要望書」を提出いたしました。令和7年3月21日付けにより、同提案・要望書に対する回答がありましたので御報告いたします。

なお、提案・要望内容が少しでも実現するよう今後も活動してまいりますので、実現に向けて会員の皆様の御意見及び御提案等がございましたら、Tel.059-228-9141まで御連絡くださいますようお願いいたします。

1 活力ある企業づくりの推進

(1) 市内業者等への優先発注及び受注機会の確保

引き続き物品の購入等や業務委託に関し「津市物品購入等契約基準」に則して市内業者へ優先して発注いただくとともに、従来以上に受注機会を確保されるよう要望します。

回 答

【総務部】

市内業者への優先発注等につきましては、津市物品購入等契約基準に基づき、物品等の購入は、市内本店業者を第1順位、市内支店等業者を第2順位、県内業者を第3順位、県外業者を第4順位とし、予定価格に応じて定められた選定業者数を満たすまで当該順位により業者を選定しております。また、業務委託は、予定価格の上限を設け、各種清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、人材派遣業務、及び保守点検業務などについて市内本店業者を第1順位とし選定しており、対象業者数などその運用状況を検証しながら予定価格の上限の段階的な引き上げや対象業種の拡大を行い、市内本店業者の受注機会をより確保するよう取り組んでいます。さらに、市内本店事業者の活用促進及び市民の雇用機会の確保等について充実を図るため、受注者への協力の依頼として、契約締結時に配慮依頼事項を定め、下請契約における市内業者の活用や市内業者からの資材や原材料の調達及び

地元生産品の使用等も促進してきています。

一方で、実際の応札状況を見ますと、例えば、物品購入における家電製品や事務用機器・OA機器では、市内業者を対象に入札や見積合わせをした結果、1件の平均応札者は10年前に比べ5割～6割となっているなど、全体として減少傾向にあります。

今後につきましては、応札者の状況や地域経済及び地域の雇用の重要な担い手となっている市内業者の状況を踏まえ、引き続き、受注機会の確保に配慮しつつ、同基準等に基づき、競争性を確保した適正な発注が行われるよう努めてまいります。

(2) 建設現場における法令遵守と適切な契約履行を確保するための市の役割強化

国土交通省では、発注者の立場で建設業者が建設業法違反をしていることを知った場合や、建設業者の立場で元請業者や同業者が建設業法違反をしていることを知った場合の対処として、駆け込みホットライン（通報窓口）を設置しており、通報により法令違反が疑われる業者に対しては、必要に応じて検査等を実施して、違反行為があれば、監督処分等により厳正に対応することとされています。

三重県においても県土整備部建設事業課に駆け込みホットライン通報

窓口がありますが、通報後どのような対応がとられたかが不明であることや、また通報することで業者間の遺恨を生む可能性の問題が存在し、制度利用がしにくい状況にあります。そこで、津市において県や関係機関と協力し、通報者の匿名性をより徹底し、通報内容が個人に直接結びつかないような仕組みの構築及び安全面に加え、契約が適切に履行されているかを確認するため、市によるパトロール（抜き打ちチェック）を要望します。

回 答

【政策財務部】

建設業の許可行政庁である国土交通省及び都道府県には、建設業法に係る違反行為がある際の通報の受付窓口が設置されており、津市において建設業法違反と疑われる行為を確認した際には、三重県の受付窓口である県土整備部建設業課に相談や通報を行うこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。

また、契約履行や施工体制が適正であるか確認するために、現場パトロールとして、毎年度5回程度に分けて、約50件の工事を無作為に抽出し、工事着手から完成までの間に施工体制や施工状況、一括下請負に係る点検を抜き打ちで実施しています。

今後につきましても、要望の趣旨を考慮しながら、これまでの取り組みを継続してまいります。

(3) 公共工事発注の平準化による建設業界と社会インフラの品質向上に向けた提案

令和5年度に公共工事発注に関する平準化を要望しましたが、現在も発注時期に偏りが見受けられる状況です。可能な範囲で工事発注時期の平準化を再度ご検討いただけますよう要望します。

この取組により、事業が安定的かつ計画的に進行でき、建設業界では労働力や資機材の需給が安定し、雇用の不安定要素も軽減され、建設業界全体の生産性向上と雇用の安定も期待でき、さらに社会インフラの品質向上にも寄与すると考えます。

回 答

【建設部】

令和4年度から債務負担行為を活用した工事発注の前倒しを行い、工事の閑散期である4月から6月の仕事量の不足、繁忙期である1月から3月の仕事量の増大による公共事業の従事者の長時間労働や休日作業で休暇が取得できないなど労働環境への影響に対し、工事施工時期の平準化に努め、地域の建設業者の方々が安定して事業を継続できることと、働き方改革を意識した必要な予算措置等に取り組んでおります。

建設部の令和6年度（1月時点）の平準化実績は、年度全体の工事稼働件数466件中、通常閑散期である4月～6月における工事の稼働件数は51件で、7月～9月は94件、10月以降は321件となっております。また前年度からの継続事業が14件でございます。

※参考

平準化率（4～6月期の工事平均稼働件数／当該年度の工事平均稼働件数）

令和4年度から受注者希望型週休2日モデル工事を試行案件として発注しています。

【上下水道事業局】

また、上下水道事業局では公共工事の施工時期平準化、通年施工の確保に取り組んでおり、R6年度実施分83件中、4月～6月における発注・契約件数は20件、7月～9月は30件、10月以降分33件となっております。今後もこれらの取り組みを確実に継続してまいります。（令和5年度平準化実績1.51、令和6年度平準化見込み0.96）

(4) 建設業界の厳しい経営環境に対応した入札要件の緩和

近年の建設業界を取り巻く環境は、民間工事・官公庁工事の発注量及び件数の減少に伴い、過当競争が進行しています。さらに、働き方改革や最低賃金の上昇も相まって、建設業者にとって厳しい経営環境が続いています。

工事発注において実績要件が課される工事では、過去10年間の施工実績が求められることが多く、実績の期限が切れた際に新たな施工実績を積み上げることが困難です。これは、発注件数の減少や過当競争により、受注機会が極めて限定されているためです。また、入札格付けランクの維持や格付上位を目指すためには、一定の完成工事高を確保しなければならず、そうでなければ入札参加もままなりません。

このような現状を踏まえ、入札参加の機会を確保するため、施工実績要件の緩和及び入札参加資格要件の見直しを要望します。

回 答

【総務部】

工事の入札参加資格に係る実績要件は、工事の品質の確保を図るため、高度な技術を要する工事や特殊な工法を含む工事を発注する際に、競争性を損なわないことも考慮の上、過去10年間の実績を基本としてそれ

ぞれ必要な施工実績を設定しています。また、入札参加に係る格付けにつきましても、工事の品質の確保及び建設業者の健全な競争・発展を図るため、それぞれの工事の規模に応じて参加業者の範囲を定めています。

これまで、格付区分ごとの発注件数の偏りによる受注機会の不均衡の解消のための見直しなどを行ってきていますが、近年の建設業界の厳しい経営環境や公共工事の発注量の減少といった状況を踏まえ、今後は、実績要件における実績年数の緩和や格付区分に係る基準金額の見直しなどについて、入札参加状況の実態を見ながら、公共工事の品質確保に加え、入札参加機会の確保も図れるよう検討してまいります。

(5) 津市の最低制限価格算定係数の見直し

三重県では最低制限価格の見直しの結果、落札率が全国平均を上回る傾向にあり、直接工事費及び共通仮設費の算入率を100%に設定しています。津市においても、令和6年6月1日に建設工事に関わる最低制限価格の一般管理費の算定係数が55%から68%に引き上げられましたが、三重県では算定係数が75%とさらに高い水準となっております。

つきましては、三重県と同等の算定係数になるよう要望します。

また、最低制限価格算出について、予定価格の80%に満たない場合は80%とし、92%を超える場合は92%としています。最低制限価格算定式の見直しを図り、上限92%を撤廃し、より現状の物価や人件費高騰等の経済情勢に対応した価格設定がなされることを要望します。

回 答

【総務部】

最低制限価格につきましては、国からの要請において、ダンピング対

策の防止を図る観点から、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準価格モデル（中央公契連モデル）及び国土交通省の見直しを踏まえ、各自治体で適切に見直すこととされています。

これを受けて、本市の最低制限価格は、令和6年6月1日から各種工事の算定方法のうち、一般管理費の算入率を55%から68%に引き上げ、現在、最新の中央公契連モデルの算定式を準用している状況です。

また、最低制限価格の算出の基となる設計金額については、最新の単価を使用して算出しており、物価変動にも対応しているものと考えています。

今後におきましても、最低制限価格については、三重県及び県内他市の算入率や落札率の状況についても注視しつつ、中央公契連モデルに準じて、適切に見直しを図ってまいります。

(6) 円安影響下での建設コスト上昇と適正価格見直し

円安による建設資材の高騰や賃金の上昇、物流の変化に伴う資材調達期間の長期化等により、経営が圧迫されています。建設関連業界としては事業継続するためのコスト削減については日々努力しているものの、企業努力だけでは乗り切れないレベルに達しています。津市においては、地域のインフラ整備等を積極的に進めていただいておりますが、資材価格の高騰や労働賃金の見直し等を十分理解していただき、スライド条項の適用のみならず、発注時の実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な設計価格の見直しを、迅速かつ柔軟に対応していただけるよう要望します。

回 答

【建設部】

国土交通省からの通達では、現在及び将来の公共工事の品質確保及びその担い手の中長期的な育成・確保を図る観点から、ダンピング対策を徹底し、最新の単価や積算基準を適用する等により適正な価格による契約を推進することとされています。

本市におきましても、材料や燃料費の高騰を踏まえ、最新の取引価格を反映した適正な予定価格を設定するとともに、契約変更（スライド条項など）を含め適切に対応するものとしています。また、発注時において、見積を徴収し計上する設計単価については、最新の実勢価格を適切に反映した予定価格の設定となるよう取り組んでいます。

【総務部】

工事の発注に当たっては、最新の単価を使用して設計金額を算出し、入札を執行しており、契約締結後において、急激な物価変動に対する措置として、スライド条項を適用できる場合は、契約金額を変更しています。この契約変更につきましては、事情変更の原則に基づき、予め工事契約約款に規定した上で、ルールを定めて行っています。昨今の建設資材の高騰や賃金の上昇を受けて、これらにさらにきめ細やかに対応し、設計価格に反映するためには、契約という性質上、しっかりとしたルールが必要となってくるので、他の自治体の例も参考に研究してまいります。

(7) 飲食業・サービス業に対する消費喚起への支援

飲食業・サービス業は、原材料価格、エネルギーコスト等の急激な物価上昇、また、コロナ禍から景気は回復したものの、コロナ禍以前の状況には戻っておらずその経営状況は厳しいものがあります。つきまして

は、飲食業・サービス業のさらなる消費喚起を図るための支援策を要望します。

回 答

【商工観光部】

令和6年度は、エネルギー価格高騰により事業継続に困難が生じている飲食業・サービス業を含めた中小企業者を支援するため、電気、ガス料金等の経費の一部を上限15万円まで支援する「中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金」を県内で唯一4回目を交付し、市内経済の好循環の後押しを図ってきました。

国においても令和6年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を定め、その中で、物価高への対応に措置を講ずるとしています。

本市としましては、物価高騰の影響を受ける市民の方（消費者）や事業者等といった幅広い対象者を支援し、消費が低迷することのない施策を検討していきます。

(8) 適正な取引と価格転嫁の促進に係る「パートナーシップ構築宣言」の周知徹底及び宣言企業に対するインセンティブの付与への取組

「パートナーシップ構築宣言」は、三重県が行った、経済団体、労働団体及び行政機関が相互に連携して取引適正化の推進等に取り組むことを目的とした「取引適正化の推進等に関する共同宣言」に、パートナーシップ構築宣言の県内企業への周知徹底、宣言企業に対する支援策の検討とあります。

つきましては、津市においても「パートナーシップ構築宣言」の周知徹底等を行うなど、より実効性を持たせる取組を進めること及び宣言を行い優良な取引を実施している企業に対し、例えば、補助金における

加點措置や、官公需における優先発注、優良な発注への顕彰などのインセンティブを付与するなど、公正で適正な取引が浸透するような取組をされるよう要望します。

回 答

【商工観光部】

経済産業省は、企業の大小に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進しています。

また三重県は、令和6年4月25日に、関係機関及び県商工会連合会等の15の組織が相互に連携及び協力を行い、パートナーシップ構築宣言の県内企業への周知徹底、宣言企業に対する支援策の検討等を含めた共同宣言として、「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を発出されたところです。

本市としては、国、県の動向を踏まえ、まず、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト及び国・県補助金等制度のリンクを市ホームページに掲載し、周知を行います。

また、本市におけるパートナーシップ構築宣言を行う企業へのインセンティブの付与のうち、補助金の加點措置は、各施策の推進を図る目的で補助対象事業を規定し、交付するものであることから考えていません。今後、パートナーシップ構築宣言企業の増加状況や他自治体の取組み状況を調査研究していきます。

【総務部】

本市の発注は、原則、市内業者を優先しています。現在のところ、企業における様々な取組がある中、公共発注の平等性の観点からパートナーシップ構築宣言のみを捉えてその宣言の有無をもって、発注先の選定を行うことは考えておりませんが、三重県や県内他市の取組状況を調査研究しながら、今後、入札制度の見直しの際には、当該事項も含めて検

討していきたいと考えています。

(9) 中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境の整備に係る「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底及び賃上げへの支援

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のため必要です。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引の適正化が不可欠です。しかし、「労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題である」という意識が発注者に根強くある」「発注者との今後の取引関係に悪影響が及ぶ恐れがある」等の理由で労務費の価格転嫁を要請することは難しいとの声もあります。そこで、令和5年11月には、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定され、賃上げ分も含めた価格転嫁対策に取り組んでいます。

つきましては、中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境を整備するため、労務費転嫁のための価格交渉に関する指針や独占禁止法（優越的地位の乱用）等関係法令及び毎月勤労統計調査（賃金指数、給与額の上昇率）等関係資料の周知・徹底並びに相談窓口の設置、専門家派遣等の支援をされるよう要望します。

回 答

【商工観光部】

中小企業・小規模事業者が、適切な価格転嫁を実現するためには、発注者との価格交渉の根拠材料を準備し、価格交渉の際には、その根拠材料により、コストの上昇状況など、

価格転嫁が必要となる理由を明確に示すことが大切であると認識しております。

そのためには、中小企業・小規模事業者の方々が、価格交渉の根拠材料として有用な公表資料のデータベースを有効活用するとともに、価格交渉に関する交渉における悩みの相談窓口の存在を知っていただくことが必要です。

本市としては、中小企業庁の「価格交渉・転嫁の支援ツール」HPをご活用いただけるよう、市ホームページへのリンク掲載のほか、本市に相談があった場合は、貴所と連携を図り、公益財団法人 三重県産業支援センター「三重県よろず支援拠点」の価格転嫁サポート窓口に繋ぐなど、中小企業・小規模事業者への支援を図っていきます。

(10) 健康経営に取り組む企業へインセンティブ付与への取組

健康経営の取組に対して、経済産業省は、「健康経営優良法人認定制度」を創設し、健康経営優良法人に認定された企業は、各種補助金の審査の加點対象や融資制度の貸付対象となるなどの各種のインセンティブが付与されています。三重県は、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を創設し、特に優れていると認められる取組に対して「三重とこわか健康経営大賞」による表彰や三重とこわか健康経営促進補助金の活用等のインセンティブが付与されています。津市は、「津市健康づくり実践企業」の募集を行ない、登録すると登録証と登録ステッカーの交付を行なっています。少子高齢化などにより労働人口の減少するなか、従業員の健康推進を図ることは地域経済の発展にとっても重要なことから、津市独自の、公共工事、入札審査での入札加點、奨励金及び補助金の創設等のイ

ンセンティブを付与するなど、健康経営が浸透するような取組を要望します。

回 答

【総務部】

健康経営優良法人の認定を受けている企業に対しての入札制度におけるインセンティブの付与としましては、入札参加資格の格付における加算評価や総合評価落札方式による入札における加算評価の対象とするなどの優遇措置を講じることなどが挙げられます。これらの加算につきましては、それぞれ本来の目的に沿った評価のほかに、本市の政策として進めたい事項を対象として実施する場合がありますが、様々な事項がある中で、その効果をしっかり見据えて実施すべきですので、今後、入札制度の見直しの際には、当該事項も含めて検討していきたいと考えています。

【健康福祉部】

企業が従業員の健康づくりの取り組みを進め、健康の保持増進を図ることを目的として、「津市健康づくり実践企業」を募集しています。登録企業には、登録証とステッカーの交付とともに、下記の3つの支援を実施しています。

- ①市ホームページ等に実践企業を掲載
- ②健康に関する情報及び啓発媒体の提供
- ③健康相談及び健康教育の開催に係る講師の派遣（各実践企業につき2回を上限）

当該支援が企業へのインセンティブに相当するものと考えており、現在のところ補助金等の創設は予定していません。引き続き、「津市健康づくり実践企業」の募集に継続して取り組むことで、従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業の増加を目指していきたいと考えています。

(1) 中小企業、小規模事業者の脱炭素・カーボンニュートラルの取組への支援

中小企業・小規模事業者の脱炭素・カーボンニュートラルへの取組は、エネルギー価格高騰が続く中、省エネ型設備への更新・導入等光熱費等のコスト削減のための「省エネ」が中心となっており、温室効果ガスは排出量の把握・測定への取組は少ない状況にあります。

脱炭素・カーボンニュートラルへの取組の問題点として、「取り組むためのマンパワー・ノウハウが不足している」「排出量の具体的な算定方法がわからない」「排出削減に取り組むための資金が不足している」等があげられています。このような現状を踏まえ、当会議所は、日本商工会議所の行っている「CO₂チェックシート」等CO₂の見える化などの推進を行なっていますが、脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組を推進するためには、中小企業、小規模事業者の自助努力を促すべく、「知る、測る、減らす」(理解、把握・測定、削減)の3ステップでの支援の一層の強化が必要となります。

つきましては、次の項目について要望します。

【知る】

- 省エネ、コスト削減に止まらない幅広いメリット、各種補助金、助成金制度の分かりやすい支援策の周知等自分たちも出来るなど意義、意欲を高めるための情報提供、発信

- 認知度向上のための宣言、表彰、認定制度等の創設

【測る】

- 温室効果ガス排出量算定ツール（クラウドサービス等）に対する費用補助
- 温室効果ガス排出量の算定・把握及び算定結果を踏まえた排出削減の具体的な取組、検討に対する相

談窓口の設置や専門家派遣の実施

- 「脱炭素アドバイザー資格」など関連資格の認知度向上並びに資格取得に対する費用補助及び資格取得者を有する事業所への優先措置など排出削減の取組を担う人材育成への支援

【減らす】

- 温室効果ガス削減、省エネ、再生可能エネルギーへの転換等の促進するため、LED照明への転換を始め、必要な設備の新規購入、更新、増設等に対する補助金の創設

回 答

【環境部】

本市では、事業所の継続的かつ自主的な環境への取組を促進し、環境負荷の低減に資することを目的として、平成23年度から環境マネジメントシステム認証取得補助金の交付を行ってきました。しかしながら、当該補助金の交付申請が低迷していること、補助金を交付した事業者の約3割が認証の継続を行っていないこと、またSDGsや脱炭素の取組が社会的に求められている中で、環境マネジメントシステムによらず、事業者自らが規格への適合性を評価し、自らの責任において規格への運用及び適合宣言を行う、自己適合宣言への移行が進んでいることから、当該補助制度は令和4年度末に廃止しました。

本市の脱炭素への取組については、令和4年8月19日に「津市地域脱炭素宣言」を行い、市民、事業者、団体等とともに脱炭素行動を実践・実行・実施していくことで、脱炭素社会の実現を目指しています。

その具体的な取組のひとつである「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」では、ポータルサイトにおいて国が実施する補助制度をはじめとする様々な情報を発信するとともに、年に2、3回程度「2050カーボンニュートラルミーティング」を

開催しています。本年1月15日（水）に開催しました「令和6年度第3回2050カーボンニュートラルミーティング」では、環境省及び経済産業省の職員を招聘し、国の取組の紹介や参加者との直接的な意見交換を行うセミナーを開催しました。当該セミナーでも紹介されましたが、現在国では、中小企業を対象としたカーボンニュートラルに向けた支援策を多数実施しておりますので、この国の補助事業等を積極的にご活用いただきたいと考えております。

今後も、プラットフォームを通じて皆様に有益な情報を発信するとともに、脱炭素に関心のある多様な主体が集いつながる場を設けることにより、連携と協働による脱炭素の推進を図っていますので、会員の皆様にも、当該プラットフォームへご参画をお願いします。

【支援策の例】

○経済産業省

- IT導入補助金：排出量の見える化、排出量算定ツールの導入等に対する補助

- SHIFT事業：工場、事業場における先導的な脱炭素化の取組に対する補助
- 省エネ補助金：エネルギー消費効率の高い設備への更新
- 脱炭素リノベ事業：既存建築物の省CO₂改修時の高断熱化、高効率空調機器等の導入に対する補助等

2 | 住みやすく働きやすい心やすらぐ地域づくりの推進

(1) 次世代自動車の導入及び再生可能エネルギーの導入等に係る支援

令和6年度「津市新エネルギー利用設備設置費補助金」の対象設備に電気自動車等充給電設備（V2H）を対象としていただきましたので、令和7年度も引続き予算処置をお願いするとともに、次世代自動車を導入する場合にあっても同補助金の対象設備とするよう要望します。

回 答

【環境部】

我が国の温室効果ガスの排出量のうち約18パーセントが運輸部門、自動車等の使用に伴い発生するものとされています。

電気自動車をはじめとする次世代自動車の導入は、この運輸部門の温室効果ガスの排出量を削減させるために有効な手段のひとつといえます。

本市では、この電気自動車の動力源に再生可能エネルギーを用いることにより、更に効果的に運用することが可能であるとの考えより、電気自動車等充給電設備（V2H）を「津市新エネルギー利用設備設置費補助金」の対象として今年度から追加しました。

現在、本市では次世代自動車の導入に対する補助は実施していませんが、国において（経済産業省、国土交通省連携事業）、商用車等の電動化促進事業を実施しており、商用車及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等）のために、車両及び充電設備の導入に対する補助を実施しており、当該補助を積極的にご活用いただきたいと思います。

(2) 交通環境の整備

☑中勢バイパスの渋滞緩和対策

- 長岡宮ノ前交差点改良、大里窪田町出口交差点の立体化の早期完成
- 野田東交差点の部分立体化、三重県運転免許センター東南の近鉄名古屋線上の高架部分の4車線化の早期事業化

回 答

【建設部】

中勢バイパスは令和5年11月19日に全線2車線開通し、国（三重河川国道事務所）においては、北勢バイパスと中勢バイパスを接続し、三重県北勢地域と中勢地域の幹線道路をダブルネットワーク化するため、一般国道23号鈴鹿四日市道路（当初予算4.10億円）の整備に集中投下し

ており、加えて改築事業では、近鉄四日市駅交通ターミナル整備（当初予算10.64億円）にも予算投入しておりますことから、当該中勢バイパスの予算確保が厳しい状況であります。

そのような状況の中、中勢バイパスの渋滞緩和対策に向けては、現在、国において長岡宮ノ前交差点及び大里窪田町出口交差点の事業が進められております。

長岡宮ノ前交差点につきましては、交通安全対策事業として部分4車線化に向け令和元年度から調査設計に着手し、令和5年度までに美濃屋川橋梁の施工を終え、現在は令和6年度当初予算額1.27億円で道路改良工事が行われております。

また大里窪田交差点につきましては、改築事業として交差点立体化に向け令和2年度から調査設計に着手し、現在は令和6年度当初予算額として鈴鹿工区と合わせて4.64億円と、当該大里窪田だけで補正予算額2.5億円で地質調査及び地下埋設物の移設が行われているところです。

なお、三重県道路交通渋滞対策推進協議会における中勢バイパスの主要渋滞箇所もまだまだあることから、引き続き、現在施工中の箇所の早期完成を要望するとともに、野田東交

差点や近鉄名古屋線上の高架部分など渋滞が著しい箇所の早期事業化についても国に対し要望を行ってまいりますので、商工会議所の皆様も一緒に早期解消の必要性を訴えていただきますよう宜しくお願いいたします。

※三重県道路交通渋滞対策推進協議会（津エリア交通円滑化ワーキンググループ）

中勢バイパスの主要渋滞箇所

- ・大里窪田町出口交差点
- ・納所町交差点
- ・南河路交差点
- ・野田東交差点

阿漕駅南側踏切（JR紀勢本線）に係る踏切遮断時間の緩和・改善

回 答

【都市計画部】

J R 紀勢本線の阿漕駅南側踏切における踏切の遮断時間について、J R 東海に対し、聴き取りを行ったところ、踏切の遮断が開始する起動点は、線区内で運行する車両の最高速度に合わせて設けており、通過する車両の種別（特急列車、快速列車、普通列車）に関わらず、起動点を通過した際に警報が開始し、踏切の遮断が終了する終動点を通過した際に警報が終了する仕組みとなっています。

阿漕駅南側踏切につきましては、起動点と終動点の間に所在するため、必然的に普通列車が駅に停車している間も遮断機が下りた状態となってしまう。踏切の遮断時間は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（国土交通省令）に定められた基準に基づいているとして、J R 東海としては、踏切の遮断時間がなぜ他社と比べて長くなるかといった自治体からの問い合わせに対し、回答は行っていないとの回答でした。

また、踏切警報時間制御装置いわゆる賢い踏切を導入すれば、踏切遮

断時間の短縮に繋がるのではないかとという問いに対しては、導入効果については実際に導入を検討する段階に入らなければ分ならず、J R 東海としては、運行の安全が第一であり、費用負担が事業者である中、現時点においては踏切の遮断時間の短縮だけのために踏切警報時間制御装置を導入することはないとの回答でした。

本市は、これまでJ R 東海に対し、踏切の遮断時間の短縮を図ってもらうよう、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、要望を行っており、今年度につきましても、要望書と併せて提出する「各部会からお願い事項」に記載し、要望を行いました。今後につきましても、阿漕駅周辺の踏切の遮断時間の短縮に向けて、粘り強く要望を続けてまいります。

都市計画道路下部田垂水線（上浜工区）の早期着工及び上浜周辺の国道23号現道の渋滞対策及び交通安全対策

回 答

【建設部】

長年事業化が望まれていた下部田垂水線（上浜工区）については、鉄道による東西分断の解消など高度な技術が求められることから、令和5年8月に市長から知事に対して県政要望を行ったところ、県が事業主体として進めていくことが決定され、実現に向けた一歩が踏み出されました。令和6年12月議会の承認を経て本市が費用の1/2負担を予算化することで、県において道路概略検討及び将来交通推計が実施されることとなり、事業が進み始めることとなります。

今後、事業化までに都市計画変更、事業認可取得や設計など多くのステップを踏んで進めていただく必要がありますが、本市としても、地域の皆様にご協力を求めながら着実にステップアップ出来るよう、県に全

面的に協力し、早期に事業化していただけるようしっかりと取り組んでまいります。

上浜町周辺の国道23号については、特に渋滞の激しい上り車線の対策として、令和6年2月1日～令和6年2月14日までの間の、三重県警による岩田橋交差点から三重大学病院前交差点の信号周期の調整による実証実験を踏まえ、令和6年度に三重県警、三重大学医学部附属病院及び国（三重河川国道事務所）の連携により、交通分散に向けた取組が実施されています。

取組内容としては、三重大学医学部附属病院では、令和6年4月より東側から敷地内へ一般車両の出入りを可能にするとともに、病院駐車場の円滑な車両動線の確保に向けて、ゼブラゾーンの廃止により横断歩道の歩行者に干渉せず駐車場内への車両の進入を可能にし、三重県警では、令和6年10月10日から「大学病院前」交差点の信号機を、国道23号上り車線に直進矢印と、病院から国道に進入する信号に左折矢印を変更（増設）するとともに、当該交差点の転回禁止規制を実施することで、信号サイクルを短縮し、車両感知器を活用して大谷踏切開通後の変化に合わせた車両の流れに応じた信号周期の調整（令和7年3月末まで予定）が行われており、合わせて国では、転回禁止規制のため交差点内にポストコーンが設置されました。

この取組は、三重河川国道事務所によりデータ化され、三重県警へ提供されており、朝の上り車線の渋滞緩和など一定の効果がみられていることから、今後、さらなる渋滞緩和に向けた取組が行われますが、本市としましては、引き続き渋滞対策及び交通安全対策に向けて取り組んでいただくよう要望してまいります。

〈参考：志登茂川河口架橋（河芸町島崎町線（第3工区）道路新設改良事業）〉

河芸町東千里から海岸部を経て島崎町に至る道路で、津市の南北軸となる主要な幹線道路のひとつであり、一般国道23号中勢バイパスや県道上浜高茶屋久居線など一体となり津市周辺市街地の広域的な道路ネットワークを構成する道路で、令和6年度には橋梁予備設計が行われていますが、志登茂川河口架橋区間の河川協議や検討に時間を要することから、一日でも早く事業着手を行い、早期に効果を発揮させるため、区間を切り分けて進めることとし、志登茂川右岸側の県道上浜高茶屋久居線から汐彩の街西側まで（津海岸御殿場線の一部区間）については、令和6年度に用地測量を行い、令和7年度に事業化していくことで先行して進んでいます。



(3) 環境美化に係る条例の整備

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例において、公共の場所を汚さないように常に清潔を保つよう努めなければならない旨を定めていますが、美しいまちづくりのための行動ができる機運を高めるためにも、環境美化条例（ポイ捨て禁止、公園、観光地、幹線道路の除草・植栽等の管理）の整備について推進されるよう要望します。

回 答

【環境部】

ゴミのポイ捨て防止を含めた美しいまちづくりのための行動は、結局のところ市民1人1人の意識によるところが大きいです。条例の整備よ

りも、本市が実施しているポイ捨てを含めた不法投棄禁止の様々な啓発活動を継続することが重要と考えています。

これまでの環境美化活動の取組内容としては、広報誌による啓発、自治会等を対象にした出前講座形式の説明会、職員によるパトロールにおいての不法投棄物の撤去など、様々なものがありますが、環境美化の一つの好事例として津駅前タバコのポイ捨てに係る取組について紹介します。

津駅前においては、以前よりタバコのポイ捨てが多かったことから、津駅周辺の店舗の方が中心となって、毎月1回ポイ捨てされたゴミを拾う活動及びポイ捨て禁止の啓発活動をしていました。しかしながら、なかなかタバコのポイ捨てが取まらないことから、事業所の方と協議し、タバコの喫煙所を設置することでポイ捨てが取まらないかと考え、JTの全面協力を得て2箇所の喫煙所を設置しました。喫煙所が設置されたことで、喫煙者のマナーも改善され、明らかにタバコのポイ捨ては少なくなりました。

本市では、この津駅前の事例のように、それぞれの地域の状況に応じて、地域住民や地域の事業者と連携して、地域全体が環境美化に関心を持っていただきながら、どのような方策が一番良いかということをも市民を巻き込みながら、地域と行政が一体となって考え、取り組んでいきたいと考えています。

(4) 津波避難ビル等に対する避難生活用品の支給

東海、東南海・南海地震に伴う津波が発生した場合、津市沿岸地域を中心に津波による浸水が予想されることから、逃げ遅れた地域住民等が、緊急かつ一時的に安全を確保するために避難する津波避難ビル及び

津波避難協力ビル指定の推進を図られ、当津商工会館も安全・安心なまちづくりに資するため、津波避難協力ビルの指定を受けています。当該地震は、わが国で発生する最大級の地震とされており、発生した場合の被害は広域かつ甚大で、緊急かつ一時的に安全を確保するための津波避難ビル等に一定期間滞在することも想定され、特に電気や上下水道等のライフラインも被害を受けた場合、飲料水やトイレ等への対応が求められることとなります。

つきましては、津波避難ビル及び津波避難協力ビルの施設所有者に対し、保存水、簡易トイレ、非常用圧縮毛布など避難生活用品の支給について要望します。

回 答

【危機管理部】

津波避難ビル及び津波避難協力ビルにつきましては、災害時のセーフティネットとして推進しているものであり、本来、津波からの避難にあたっては、浸水が予測されていない区域又は高台へ避難することが最も安全であると考えます。やむを得ず緊急的に一時避難する施設である津波避難ビル・津波避難協力ビルは、津波から生命を守る可能性の高い手段として、地域内に多く確保することを優先に、防災機器等の整備など多くの機能を求めるのではなく、高さや堅牢さ、出入りの容易さ等の必要最低限の機能を求めることを基本としております。

津波避難ビル、津波避難協力ビルに避難された方について、大津波警報・津波警報が解除されますと、御自宅に被害がなかった方は御自宅へ戻られますが、被害等により御自宅で避難生活を過ごすことができない方は、最寄りの指定避難所に避難していただくことになり、そこでは避難生活に必要な食料や飲料水をはじめ、必要な備蓄品を配備するととも

に、不足する場合は国や県からの支援や本市が事業者との間で締結しています災害時応援協定により協定締結先から確保することとしています。

また、津波避難ビル、津波協力ビ

ルの周囲が津波による影響で浸水し、孤立するなど御自宅や指定避難所への移動が困難なことも想定されますが、その場合は救助機関による救助活動を行うとともに、救助活動が長

引く場合などは避難者数や予測される滞在期間等を踏まえ、必要な備蓄品等を搬入するなど応急措置を講ずることとしています。

3 魅力あふれるまちづくりの推進

(1) 津駅西口の整備及びバスタプロジェクトの早期事業化に向けた推進

津市は、公共車両（バス、タクシー）と私的車両（送迎等自家用車）が入り乱れる津駅西口ロータリーの安全性と利便性を確保した交通流動の整序化を含めた津駅西口駅前広場の再編、津駅東口と西口の連携を強化するための「東西自由通路」の整備への取組を推進され、また、東口においては、国、県と連携し実証実験等交通拠点における機能強化の必要性等各種調査が行われています。つきましては、交通の安全、利便性の強化や歩行者の賑わい滞留の強化等を踏まえ、西口の早期整備及び東口における「バスタプロジェクト」の早期事業化等「みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間への再生」への実現に向け推進するよう要望します。

回 答

【建設部】

津駅周辺の再整備においては、本市は今年度国土交通省国土政策局の「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」の採択を受け、津駅周辺基盤整備の方向性「ビジョン」及び津駅西口駅前広場の基本計画の策定、津駅東西自由通路、駐輪場の概略設計及び官民連携導入可能性調査を行っています。

津駅西口駅前広場の再整備については、津駅西口駅前広場の配置計画案及び整備イメージについて、駅利用者・市民等から4回にわたる意見

募集を実施し、御意見を踏まえて改訂を重ねてまいりました。これを基に、今年度中に津駅西口駅前広場の新しい絵姿を固め、基本計画を策定します。事業費は概算で3億円を程に上る見込みであり、国交省都市局の都市地域交通戦略推進事業の採択を受けられるよう要望を重ねており、令和7年度に実施設計を行い、3年以内の完成を目指します。

また、津駅東口について、今年度、国においては、津駅東口駅前広場周辺の車両交通量や交通流動の調査に基づき、交通拠点としての必要規模や運用上の課題等の整理が行われるほか、県においては、県道津停車場線への歩行者利便増進道路（ほこみち）導入を見据え、歩道空間の拡張に向けた概略検討とカーシェアリングの社会実験が行われています。本市は今年度、津駅周辺基盤整備の方向性を示すビジョンの策定に向けて取り組んでおり、国・県との連携の下、交通機能のみならず、防災・賑わいの創出の観点からも検討を進め、整備方針調査、事業計画調査へとステップアップしながら、バスタプロジェクトの早期実現を目指します。

(2) 津駅周辺に大型観光バス駐車場の設置の推進

現在津市は、津駅周辺のバスタプロジェクトの事業計画の策定に向けて各種調査を実施されていますが、その計画に大型観光バス駐車場の設置を要望します。

回 答

【建設部】

バスタプロジェクトにおける交通拠点については、バス及びタクシー等の多様な交通モードの乗入れや、乗降に伴う車両の停留スペースや他の乗り物との連携等に必要な施設、設備の整備による交通結節点機能の充実を目的としており、現在、国において、調査が進められていますが、津駅周辺に点在している高速路線バスや企業送迎バス等の乗降場及び大型観光バスの乗降場の設置など、交通結節点として必要な機能について、協議しています。

(3) 津市の観光資源等を活用した賑わい創出の推進

恒常的に賑わい創出のため津市の中心市街地である大門・丸之内地区において、官民連携まちなか再生推進事業を活用した公園空間活用実験「ふらっと大門・丸之内@お城前公園」が取り組まれています。また、公募設置管理制度を活用したHOWAパーク（中勢グリーンパーク）や公設民営方式の湯ノ瀬ラムちゃんパーク等、官民連携による賑わいの創出がなされています。つきましては、津城跡お城公園、津偕楽公園、観音公園などにおいても観光資源の活用を推進し、賑わいが創出する取組を要望します。

回 答

【建設部】

HOWAパークにおける公募設置管理制度（Park-PFI）の実施にあ

たっては、公園利用者の意見、ニーズ等を調査し、サウンディング型市場調査により民間事業者から必要となる意見を収集し、事業の可能性を確認した後、公園施設の整備と合わせこの公園がもつ魅力、集客力を生かし収益施設としてカフェが設けられたことで、公園の質の向上、公園利用者の利便の向上が図られました。合わせて指定管理者による公園の管理運営も開始し、指定管理者による定期的なイベントの実施により、年間を通じた賑わいの創出にも取り組んでいます。

公園の新設や改修時において、Park-PFIによる民間活力の活用は有効な手法ですが、収益施設の集客性の観点から立地条件や利用の季節変動が大きい公園特有の特徴などを踏まえ事業の実現性を検討することが重要であると考えています。

お城公園においては、旧社会福祉センターの解体が令和7年度に予定されています。その跡地利用として、隣接する既存の児童遊び場を含め子育て当事者の目線に立った公園整備を進め、市街地の中心部に新たなこどもの居場所や子育て世帯のコミュニケーションの場を創出し安心して暮らせる生活環境の創出を目指します。

(4) インバウンド観光（訪日観光客）の推進

訪日観光客は、新型コロナウイルス感染症の流行前より増加し、さらに、令和7年4月に日本国際博覧会（大阪・関西万博 大阪市）、令和8年9月に第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（名古屋市）の開催が予定されており、また、令和7年から伊勢神宮第63回式年遷宮の儀式等も始まり、今後多くの訪日観光客が見込まれます。

津市へのアクセスは、航路にあっては、中部国際空港から津なぎさまで45分、鉄道にあっては名古屋から約45分、大阪から約1時間30分と立地に恵まれています。

また、真宗高田派本山専修寺、榊原温泉等の数多くの観光資源が存在し、さらには多くのゴルフ場や御殿場海岸ではマリンスポーツも楽しめるなど魅力あふれる地域です。

つきましては、これらを活用しインバウンド観光の誘客を図るため、海外に向けての情報発信にさらに取り組まれるよう要望します。

回 答

【商工観光部】

三重県は、伊勢神宮、鈴鹿サーキット、松阪牛等の認知度の高い観光資源を有しています。その三重県において、まん中に位置する本市は、立地条件及び交通アクセスもよく、国宝高田本山専修寺をはじめ榊原温泉、ゴルフ場、御殿場海岸等市域に点在する魅力ある観光資源も有していることから、これまで交流のある台湾等との関係を継続し、本市に関わりのある外国の方からの目線で本市の魅力やSNS等を活用した情報発信の方法等を収集しインバウンド誘客の確保に有効な手法を検討していきます。

また、本市のインバウンド誘客を推進するため、三重県の海外誘客課と連携し情報発信に努めていきます。

